

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金

国保の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり、感染が疑われることにより会社等を休み、事業主から給与等が受けられない場合に傷病手当金が支給されます。

【対象者（1～3のすべてに該当する方）】

- 1 会社等にお勤めで給与の支払いを受けている山口市国民健康保険加入者の方
※専従者給与の方も含む
- 2 新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いにより、労務に服することができない期間が3日間連続で続き、4日目以降も労務に服することができない方
- 3 労務に服することができない期間に対する給与の支払いを受けられない方

※傷病手当金は「被保険者が療養のため労務不能であった」ことが支給要件の1つであるため、次の場合には支給対象となりません。

- 被保険者は自覚症状等がなく労務に服することができたが、会社内でコロナウイルスに感染した者が発生したこと等により事業主の命令により休み、労務に服さなかったとき。
- 被保険者には自覚症状がないものの、家族が感染し濃厚接触者になった等の理由により休んだとき

【支給対象期間】

令和2年1月1日から令和5年5月7日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで）

【支給対象となる日数】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

【支給額】

1日当たりの支給額（直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数）×
2/3×支給対象となる日数（労務に服することができない日数－3日）

※ただし、1日当たりの支給額について、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の1/30に相当する金額の2/3に相当する金額（R2.3月現在、日額30,887円）を超えるときは、その金額とします

※給与等が支払われた場合、その支払われた額が上記支給額より少なかったときは、その差額を支給します

【必要書類】

- 国民健康保険傷病手当金支給申請書（世帯主記入用）
- 国民健康保険傷病手当金支給申請書（被保険者記入用）
- 国民健康保険傷病手当金支給申請書（事業主記入用）
- 国民健康保険傷病手当金支給申請書（医療機関記入用）※当面の間、不要です

【添付書類】

- 保健所等が発行する「宿泊・自宅療養証明書」または、新型コロナウイルスに罹患したことがわかる書類（医療機関で実施された PCR 検査や抗原検査の結果が分かる書類、PCR 検査等を実施する検査センターの検査結果等）

【注意事項】

- 医療機関を受診しないまま体調が改善した場合等は、医療機関記入用の申請書は不要ですが、被保険者が記入した申請書に事業主の証明が必要です。
- 直近 3 か月に複数の事業所に勤務しており、それぞれの事業主での就労ごとに手当を申請する場合には、各事業主において申請書を作成する必要があります。
- 収入額は通勤手当等の非課税所得を除いた額を事業主に証明していただくこととなります。

【支払日】

毎月、25 日までに申請いただいたものを翌月 15 日（休日の場合は次の平日にずれます）に口座へ振り込みます。ただし、医療機関記入用の申請書の添付がない場合で、レセプト情報を確認する必要がある場合は、翌々月以降となります。

【受付窓口】

山口市役所 保険年金課、各総合支所 総合サービス課

各地域交流センター（次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東）徳地・阿東各分館、大海総合センター

【問い合わせ】

山口市役所 保険年金課 国保担当

電 話 083-934-2802

F A X 083-934-3610